

居宅介護支援契約書

_____ (以下「利用者」という)と
きちつと居宅介護支援事業所 (以下「事業者」という)は、
利用者に対して事業者が行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

第1条(居宅介護支援の目的)

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが、中立公正に利用者の選択・決定がなされるよう支援し、それらのサービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
2. 事業者は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月)、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」(平成30年6月厚労省より発出)に則して、利用者本位、自己決定の支援を行います。ケアマネジメントにおいて、国の示す課題分析標準項目(23項目:2023年度版)に基づき、ICFの視点でアセスメントし、適切なケアマネジメント手法を適宜活用します。

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から 要介護認定有効期間の満了日までとします。要支援1・2と自立認定の方は対象となりません。
2. 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から文書による更新拒絶の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、契約を同一内容により更新するものとします。

第3条(利用料)

1. この契約に基づく居宅介護支援に要する費用は、利用者の保険者である市町に請求します。ただし、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険を滞納しているため、利用料を事業者を支払わなければならない旨の記載)があるときは、利用者は一旦次に規定する利用料金を支援事業者を支払うものとします。
2. 浜松市は地域区分7級地1単位 単価 10.21円 になります。
前項に規定する利用料金は、介護報酬の告示上の額(別紙1参照)とします。
3. 第3条第1項の但し書きにより利用者が利用料金を事業者を支払った場合、事業者は利用者にサービス提供証明書を発行し、利用者はこの証明書にて後日、市町村の窓口にて払い戻しを請求することができます。
4. 事業者は、利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を提供する場合には、これに要した交通費として、実施地域を越えた地点から、片道1kmごとに50円の支払いを利用者に請求できるものとします。
5. 事業者は、第3条第2項に規定する費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者およびその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

第4条(居宅介護支援の担当者)

1. 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」という。)として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。担当者は質の向上にむけた研修を行い、事業者は教育及びメンタルヘルス等のサポートを行います。
2. 事業者は、担当者を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
3. 居宅サービス計画作成の上限は、介護支援専門員 1.0 人当たり、おおむね1ヶ月 44 件を超えない件数とします。
4. 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに適正な制度運用の視点をもちながら必要な対応を講じます。医療介護の連携の重要性から、体調管理や生活リハビリテーション、栄養、口腔衛生、服薬管理等、健康上の変化・医療系サービスの利用等、必要時は速やかに医療機関やサービス事業者と連携します。
医療機関へ入院又は入所となった場合には速やかに、担当の介護支援員の所属、名前を入院入所先へお伝え下さい。
科学的介護の推進から、事業者より提供されたデータ・フィードバック情報の活用・情報共有や助言指導を得、その方法には ICT の活用、必要に応じてウェブ会議、診療医・歯科医等への通院時に同席する場合があります。
5. 事業者は、利用者の意思に反して一部のサービス事業所のみをケアプランに位置付けることはありません。説明同意を得てプランへ位置づけます。
6. 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能で、事業者はその説明を義務とします。福祉用具貸与・購入等の一部選択性については専門職の助言も加えた上で利用者の意向を尊重します。
7. 生活支援中心型訪問介護の利用において事業者は、自立支援と制度の適切な運営上、全国平均の一定以上訪問頻度が多い場合は、市へ届出・検証を行い適正化に努めます。サービス付き高齢者住宅等の居住者は、プランに位置付けられるサービスが自立支援につながる効果や妥当性について、保険者等が行う点検・検証に協力します。
8. ケアマネジメントの公正中立性の確保より、前 6 か月間の介護情報公表システム運営情報をサービス開始時および 6 か月 1 回 事業所毎サービス利用状況(別紙 2)を作成し、理解の促進に努めます。

第5条(居宅サービス計画の変更等)

1. 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画(ケアプラン)見直しの手続きをすすめ、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
2. 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で軽微なサービス内容等の変更を希望する場合には、すみやかにサービス事業者への連絡調整等を行います。
3. 事業者は、医療介護の重要性から、健康上の変化・医療系サービスの利用等、必要時に速やかに医療機関と連携します。
4. 医療、介護、福祉の連携の重要性から利用者は入院、入所となった場合、担当介護支援専門員の指名を速やかに伝え、事業者は個人情報利用目的に則り、在宅主治医の他、入院時担当医等と必要に応じて、入院入所又は退所退院の連携を行います。

第6条(サービス提供の記録等)

1. 事業者は、一定期間ごとに居宅サービス計画(ケアプラン)に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を[居宅サービス計画(1)～(3)表及び利用票・別票]等の書面に記載して、利用者に説明の上提出します。
2. 事業者は、「居宅サービス計画書」等の記録を作成完了後2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、無料にてそのコピーを交付します。

第7条(利用者の解約件)

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第8条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい背信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第9条(契約の終了)

1. 利用者は、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者が、この契約を解約することにより事業者に不測の損害を生じさせる場合には、次に定めるところによりその損害を賠償することがあります。
 - 1) 契約後、居住サービス計画作成途上で利用者の申し出により解約した場合一律介護報酬の告示上の額(別紙参照)
 - 2) 市町村への居宅サービス計画の届け出終了後に解約した場合解約料はかかりません
 - 3) その他解約により支援事業者に不測の損害を生じさせる場合は、利用者は、1)に準じた解約料を事業者に支払うものとします。
2. 事業者は、原則としてこの契約を解約することはできません。ただし、事業者は、利用者がこの契約を継続し難い程の背信行為を行ったと認めるときは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 事業者は、止むを得ない事情があるときは、1ヶ月の予告期間において利用者に理由を示すことにより、この契約を解約することができます。この場合において事業者は、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を利用者に提供します。
4. 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、解約料金は発生しないものとします。
 - 1) 利用者が医療、介護、福祉系、施設等に入院または入所した場合
 - 2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)・要支援1・2と認定された場合
 - 3) 利用者が死亡した場合 ※ただし、退院時等に行って死亡により居宅サービス等の利用に至らなかった場合には提供実績があった場合と同等に取り扱い、居宅介護支援費を請求する場合があります。

第10条(損害賠償)

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 11 条(事故及び災害・感染症慢延時における業務継続対応)

居宅介護支援の提供時に、ご利用者に関わる事故及び地域の災害発生、感染症の慢延等の場合には、利用者・家族への連絡とともに、速やかにトリアージを行い、市町及び地域包括支援センターや関係事業者、圏域協力機関や損保窓口等と連携し必要な措置を講じます。事業所は対策チームを設置し、必要に応じて有事期間の代替対応を致します。

第 12 条(秘密保持)

1. 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者にもらすことはありません。ご不明な点は、「個人情報保護相談窓口」までお問い合わせください。
2. 個人情報保護方針に則り、個人情報の利用に関する同意書に同意いただいた利用目的について利用できるものとします。利用目的はお申し出により変更可能です。

第 13 条(苦情及びハラスメント、虐待・身体拘束への対応)

1. 利用者は、提供した居宅介護支援の全般において、苦情及びハラスメント、虐待・身体拘束に関する訴えがある場合、または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情及びハラスメント、虐待に関する訴えがある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情及びハラスメント、虐待に関する訴えを申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情及びハラスメント、虐待に関する訴え対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情及びハラスメント、虐待に関する訴えの申し立てまたは相談があった場合には、指針マニュアルに従って事業所外の公的支援につなぎ、人命確保、法令遵守、人権尊重の立場から迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
3. 事業者は、利用者が苦情及びハラスメント、虐待・身体拘束に関する訴え申し立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

第 14 条(契約外条項など)

1. この契約および介護保険法その他の関連法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。
2. 本契約に関する紛争については、利用者の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることを予め合意します。

平成 23 年 1 月 1 日	一部改訂する
平成 23 年 3 月 15 日	一部改訂する
平成 23 年 6 月 30 日	一部改訂する
平成 24 年 4 月 1 日	一部改訂する
平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂する
平成 30 年 4 月 1 日	一部改訂する
令和 3 年 4 月 1 日	一部改訂する
令和 6 年 1 月 1 日	一部改訂する
令和 6 年 4 月 1 日	一部改訂する

以上のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地 浜松市中央区高丘北三丁目11-17

事業者名 きちっと居宅介護支援事業所

代表者名 佐藤 文恵 印

(利用者)

住所

氏名 _____ 印

被保険者番号

電話番号

(上記代理人)

住所

氏名 _____ 印

電話番号

別紙 1

介護報酬の告示上の額

地区区分：浜松市 7 級地（上のせ 3%）

単 価：10.21円 / 1 単位

要介護 1-2 居宅支援 I i1 :	1086 単位
要介護 3-5 居宅支援 I i2 :	1411 単位
初回加算	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	250 単位
入院時情報連携加算 (II)	200 単位
退院・退所加算	
連携1回	
カンファレンスなし (I) - イ	450 単位
カンファレンスあり (I) - □	600 単位
連携 2 回	
カンファレンスなし (II) - イ	600 単位
カンファレンスあり (II) - □	750 単位
連携 3 回以上 (III)	900 単位
通院時情報連携加算	50 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位

令和6年4月1日現在